

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、令和6年度における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

基本方針

令和6年度は、中期目標期間の4年目にあたり、文部科学省の中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（平成30年12月21日中央教育審議会答申）等を踏まえ、青少年教育のナショナルセンターとして、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するため、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者（以下「青少年教育指導者等」という。）及び青少年を対象とした事業の実施、研修利用に対する指導・助言等の研修支援、青少年教育関係機関・団体等との連携促進、青少年教育に関する調査研究、青少年教育団体が行う活動に対する助成を実施するとともに、地域の実情に応じ、安全安心な体験活動や集団的宿泊活動等を提供し、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図る。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 次代を担う青少年の自立に向けた健全育成の推進

青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意した教育事業を実施する。そのため、基本的な生活習慣と体験活動の重要性について広く家庭や社会に伝える運動や青少年教育に関するモデル的事业の推進、課題を抱える青少年の支援、グローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進する。

なお、教育事業については、平均80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」（以下「満足」という。）を得られるよう、参加者アンケートを踏まえた見直しを行い、事業の改善を図る。

（1）青少年の体験活動等の重要性の普及・啓発に係る国民運動等の推進

青少年の非日常的な環境における自然体験、集団宿泊体験等の活動を通じた感動体験、日常的な体験活動や読書活動、基本的な生活習慣を身に付けさせることの重要性を広く家庭や社会に発信するため、教育事業や研修支援等を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指す。

（a）「体験の風をおこそう」運動の推進

社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して、以下の取組を進める。

- ① 体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、関係機関や保護者等に配布するとともに、Web掲載等を活用した周知を行う。
- ② 毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に限らず、年間を通して実施される事業の充実を図る。
- ③ 体験活動の重要性に関する普及・啓発及び体験活動の機会や場を充実させるとともに、青少年の基本的な生活習慣の確立を目指し、各地域において企業等と連携しながら「体験の風をおこそう」運動と「早寝早起き朝ごはん」国民運動を連動させて取り組む。
また、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をより一層推進するため、実行委員会の未設置県に対し、機構本部及び近隣施設が働きかけ、本運動を全国的に展開する。

(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するための普及啓発資料の作成・配布に取り組むとともに、施設においても全国協議会が作成する普及啓発資料等を活用しながら、基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発活動に取り組む。

(c) 社会の要請に応える体験活動等事業の実施

社会の要請に応える体験活動を推進するために、親子・幼児等を対象に自然体験や読書活動などに親しむ機会と場を提供する教育事業、青少年を対象に体験活動を通じた自己成長や自己実現等を図る教育事業、体験活動を踏まえた防災学習や環境学習などのESDに対応した教育事業、健康教育や主権者教育など政策課題に対応した教育事業などを75事業以上実施する。

(2) 青少年教育に関するモデル的事業の推進

次代を担う青少年のための専門性の高いモデル的体験活動を推進するため、4年度目には各地方施設が地域の実情を踏まえた実践研究事業を実施し、実践研究としてまとめる。

さらに、防災・減災教育、SDGsの目標やESDの基本的な考え方をういた体験活動、高校生を対象に地域探究プログラムを通じた地域学習と実践活動（全国高校生体験活動顕彰制度）など、研修支援における活動プログラムで実際に使用した教材や指導案をまとめ、冊子の作成やフォーラムなどで発表する。

(3) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困に関わる支援、不登校、引きこもり、ネット依存、ADHD等発達障害や身体障害など課題を抱える青少年を支援するため、企画段階から専門機関等と連携・協力し、異なる対象やテーマの体験活動事業を28事業以上とする。なお、実施に際しては、基本的な生活習慣の確立や人間関係形成力など焦点を定め、参加する青少年の状況を踏まえた事業運営を行うことにより、質の向上を図る。

また、豪雨、地震などの災害があった場合、子供の心のケア、地方公共団体等が行う居場所づくりの支援など被災地からの要望やニーズに対し、リフレッシュキャンプの実施や現地における体験活動の提供を行う。

(4) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

国内外の関係機関・団体等と連携して、①海外の青少年及び青少年教育指導者等との交流事業、②国内での国際交流事業を実施する。その際、事業に参加した日本人参加者から、外向き志向を含むグローバル人材を志向する率として、平均80%以上を得られるようにする。

2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、資質・能力の高い指導者を養成することが必要不可欠である。青少年教育のナショナルセンターとしての機能の向上を図るため、人づくり、つながりづくり、地域づくりという側面に留意した教育事業を展開するため、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力を向上させる。また、毎年度平均80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、質の高い事業を実施する。

(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進

青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的に、国公立青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、青少年教育指導者養成のための基礎的・専門的研修事業を中期目標期間内に実施できるようプロジェクトチームを設け、引き続きカリキュラムの作成及び試行事業を実施する。その際、青少年教育を専門としている外部委員等を招聘し、その評価を得る。

また、官民共同の指導者認定制度である自然体験活動指導者養成事業、体験活動安全管理研修事業等を実施し、抽出調査により研修後の実務に対する有効度が70%以上となるようにする。

(2) 読書活動に関する専門的な指導者養成事業の推進

絵本に関する専門的知識や実践力を持った地域の指導者である絵本専門士を50人以上養成し、個人やグループ活動の支援をしながら養成後の活動実績が5,265回を超えるようにする。

さらに、大学、短期大学、専門学校等と連携の上、認定絵本士養成講座の認知度を高めるとともに、各機関が確実に実施できるようにする。

(3) ボランティアの養成・研修の推進

青少年のボランティア活動は、青少年の自立や健全育成、社会参画を促進する上で重要な役割を果たすため、教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業等を各施設で実施し、1,137人以上養成する。

また、ボランティアの活動機会の増加を図り、学びと活動の循環をしながら成長できるよう、各施設で定めた育成ビジョンの更新や自主企画事業の推進、他施設のボランティアとの交流などを活発化することにより、ボランティア登録者の活動回数が4,473回以上となるよう支援を行う。

なお、ボランティアを支援するボランティア・コーディネーターの資質・能力の向上を図るための研修を併せて実施する。

3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努める。

なお、利用者サービスの向上に取り組み、毎年度平均73%以上の利用団体から4段階評価の「最上位評価（レポート意向）」を得られるようにする。

（1）研修利用の充実

青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、全国28施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設で青少年人口（0歳～29歳）の1割程度の利用実績を確保する。

また、広報活動等の工夫・充実に努めるとともに、特別に支援が必要な青少年の受入について配慮した対応を行う。

（2）研修に対する支援の推進

地方施設の利用者に対して、事前打ち合わせ等で青少年、青少年教育指導者等の研修目的達成への適切な指導・助言、プログラムの提供等の教育的支援を行う。

また、地域の実情を踏まえた体験活動事業を含む教育事業の実績を踏まえ、学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校教育との連携の強化、「主体的・対話的で深い学び」の視点から開発及び改善されたプログラムを冊子にしたり、フォーラムなどで発表したりするとともに、ねらいにあった指導方法を見直すなど改善を図り、利用団体に対する研修支援を推進する。

なお、活動プログラムを利用した80%以上の青少年団体から活動プログラムのねらいに対して「有効」との評価を得られるよう職員等の指導力の向上を図るとともに、地方施設を利用した小中学校から集団宿泊体験活動に関する効果を把握する。

さらに、外部研修指導員を活用できるよう留意した取組を行う他に、危険度の高い活動プログラムの改善や使用する設備や備品の管理、整理整頓などを日頃から行い、安全安心な施設づくりに取り組む。

4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の事業を6事業実施し、全都道府県からの参加者確保をめざす。また、地方施設においては広域的な事業の充実を図る。

5. 青少年教育に関する調査研究

体験活動の重要性等青少年教育に関する基盤的調査研究及び課題別調査研究を国内外で実施し、その成果を広く提供を行う。

（1）基盤的調査研究及び課題別の調査研究の戦略的实施

- ①「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和4年度（2022年度）調査）」の結果をもとに普及に努める。
- ②日本と他国の高校生の意識に関する比較調査を行い、日本の青少年の意識の特徴を分析する。
- ③全国の青少年教育関係施設等に関する調査を実施する。

- ④国立青少年教育施設で発生した傷病や事故の状況に関する調査を実施し、報告書にまとめる。
- ⑤令和5年度までに実施した青少年教育の国際比較研究の成果をまとめ公表する。
- ⑥青少年の課題に即した実践研究を青少年教育施設や関係団体等と連携して実施し分析を行う。

（２）調査研究成果の普及及び活用

- ①調査研究成果の普及に向け、引き続き YouTube チャンネル等を活用し、普及のための取組に努める。
- ②体験活動の重要性等に関する調査結果を簡潔にとりまとめた資料等を作成し、Web 掲載等を活用した調査研究成果の普及に努める。
- ③機構が実施した調査結果については、個票データをデータベースに追加するなど、ホームページ等を活用して広く提供するとともに、それらの活用状況の把握に取り組む。
- ④調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、全国規模の会議等での発表や説明の機会を設け、調査結果の普及に努める。
- ⑤国立の青少年教育施設や関係機関・団体、公立青少年教育施設等と青少年教育に関する実践・調査研究等の普及等連携を図る。

6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

青少年教育団体が行う体験活動や読書活動に対して助成金を交付し、40万人程度の子供に活動機会を提供する。

また、応募件数の増加を図る観点から、全国の中間支援組織等とも連携した広域的な広報活動を行うとともに、事業内容の質の向上の観点から、助成団体の事業運営を支援するため、他団体のもつノウハウ等を共有するなど、助成団体の運営をサポートする。

なお、助成団体の選定にあたっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、選定基準を定めて客観性の確保に努める。助成団体のコンプライアンスについては、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。

7. 共通的事項

（１）広報の充実

- ①教育事業や調査研究の結果等については、プレスリリース等を行いマスメディアで取り上げられるよう努める。
- ②体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関するリーフレット等の各種啓発資料や寄附金等の増加に繋がる関連資料を作成し、全国規模の会議やイベントを通じて関係機関・団体や保護者等へ配布するとともに、機構の取組に賛同する企業との連携を促進するよう基盤整備に努め、連携事業やPR活動の充実を図る。
- ③体験活動を推進する社会的気運を醸成するため「未来を拓く子供応援フォーラム」を実施する。
- ④広報の質的向上を図るため、職員の広報研修を実施する。
- ⑤本部及び28施設のホームページやSNSの掲載情報を随時見直すとともに、最新情報の掲載に務め、本部及び28施設のホームページ総アクセス件数550万件を達成する。
- ⑥本部及び28施設が一丸となって各種取組を行い、広報の充実を図る。

(2) 各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業の検証を行うため、アンケート調査等をもとに対象者や団体に対してのニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。

また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。

(3) 各業務における安全性の確保

利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るため、構築した体制を活用するとともに、更なる安全に関する情報の速やかな共有に努め、以下の方策を講じるとともに対応状況等を共有する。

- ① 「安全管理マニュアル」や「危険度の高い活動プログラム安全対策マニュアル」等、随時改善・充実を図り遵守する。
- ② 日常的な施設設備及び教材教具類の保守点検・改善整備を実施する。
- ③ 安全管理情報の共有化を図るための「事故データ集」を改訂・配布する。
- ④ 関係機関や民間団体と連携し、国公立青少年教育施設職員や民間事業者等の安全意識の向上及び指導技術向上のための安全管理研修を実施する。

(4) ICTの利活用

学校におけるGIGAスクール構想（児童生徒1人1台端末の実現等）など、今後、新しい技術を活用した多様な学びが一層進展していくこと等を踏まえ、ICTを効果的に活用した事前・事後学習のサポートなど、体験活動の在り方を検討する。

また、青少年教育指導者等を対象にした全国規模の会議・研修など、オンラインを活用できる会議の検討を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

調達合理化等を推進するとともに、5類相当へ移行した新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、業務の効率化を図る。

(2) 給与水準の適正化

政府における人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化を図る。

(3) 契約の適正化

契約監視委員会によるチェックのもと、一者応札の点検・見直し及び調達に関するガバナンスの徹底等に取り組むことにより、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するため、「令和6年度調達等合理化計画」を策定する。

(4) 間接業務等の共同実施

国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構、機構の4法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を費用対効果を検証しつつ推進する。

(5) 保有資産の見直し

保有資産については、保有資産等利用検討委員会により定期的に利用実態等を把握するとともに、その必要性や規模の適正性についての検証を不断に行う。

(6) 業務のデジタル化・オンライン化

業務継続や業務効率化の観点からテレワークの導入等、業務のデジタル化・オンライン化に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、必要な情報インフラの見直しについても検討を行う。

また、ICTを利活用できる職員の育成を行う。

2. 効果的・効率的な組織の運営

(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善

各施設の役割分担を行い、施設ごとに果たすべき役割を明確化し、施設の特色化に努めるとともに、政府の方針を踏まえた国立オリンピック記念青少年総合センター等の機能強化を推進する。

また、業務実績について各施設の自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、各施設の効率的な組織運営及び業務改善に反映させる。

(2) 地域と連携した施設の管理運営

施設の管理運営や事業の企画・実施へ多様な主体が参画する形の管理運営を目指すため、地域の多様な人材発掘に努めるとともに、「運営協議会」方式を引き続き実施する。

また、国土強靱化基本計画の対応については地方公共団体や関係機関等と連携の上、各施設が災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点、災害後における心身の復興拠点として広域防災補完拠点の機能の充実を進める。

(3) 施設の効率的な利用の促進等

青少年教育に関する業務に支障のない範囲内で、地域、民間団体、家族等の一般利用に広く供し、施設の効率的な利用を促進する。

宿泊稼働率について、各施設において、地域の実情に即し、「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、全国28施設平均55%以上を確保する。

また、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館、教職員支援機構及び機構の4法人や関係機関等の施設を利用して研修等を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行うとともに、研修等のより効率的・効果的な実施に資するため当該4法人における連携について検討する。

3. 予算執行の効率化

収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にし、予算と実績を適切に管理する。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保の観点から、定期的に料金体系を検証する等の取組を行うことにより、事業収入については、対前年度比1%以上の増収を図る。（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受ける場合を除く。）。さらに、国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ、クラウドファンディング、ネーミングライツ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。

また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。

1. 予算

別紙1のとおり

2. 収支計画

別紙2のとおり

3. 資金計画

別紙3のとおり

Ⅳ. 短期借入金の限度額

なし

Ⅴ. 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

Ⅵ. 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画

なし

Ⅶ. 剰余金の使途

なし

Ⅷ その他主務省で定める業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備に関する事項

別紙4のとおり

(1) 施設・設備に関するインフラ長寿命化計画を踏まえた施設整備5ヶ年計画に基づき、保守・管理を適切に行う。また、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の改善等を進める。

さらに、施設・設備に関するインフラ長寿命化計画の更新を進める。

- (2) 利用者のニーズやSDGsを踏まえ、特に幼児、高齢者、身体障害者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した適切な施設整備を進める。
- (3) 自治体の防災機能を補完する広域防災補完拠点として有効に機能させるため、ライフラインに必要な給排水設備、電源設備等の設備の整備を防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に基づき推進する。

2. 人事に関する計画

- (1) 「人事に関する基本方針」に基づき、人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人員配置の見直しを定期的に行う。
- (2) 新規職員の計画的な採用、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努める。
- (3) 職員の企画力、指導力、ICTの利活用、接遇サービスの向上や施設の安全管理などを図るための研修を計画的に実施する。また、外部での研修に積極的に参加させる。
- (4) 人事評価制度に基づき公正な評価を実施し、評価結果を人材育成及び人事管理等に活用して職員の能力・資質の向上を図る。

3. 情報セキュリティについて

情報セキュリティ体制を強化し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群や情報セキュリティを取り巻く状況の変化を踏まえ、情報セキュリティポリシー等の見直しを行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。

4. 内部統制の充実・強化

機構の業務及びマネジメントに関する内部統制を充実・強化するため、体制を整備・運用するとともに、内部監査によりモニタリング・検証する。

なお、令和6年度は、5施設及び本部において内部監査を実施し、必要に応じて、業務ごとに本部担当部署に監査員を委嘱し、専門的な見地から監査を実施する。

5. 中期目標期間を超える債務負担

なし

6. 積立金の使途

なし

別紙 1

令和6年度 予算

単位：百万円

区 別	次代を担う 青少年の 自立に向けた 健全育成の 推進	青少年教育 指導者等の 養成及び 資質の向上	青少年、 青少年教育 指導者等を 対象とする 研修に対する 支援	青少年教育 に関する 関係機関・ 団体等との 連携促進	青少年教育 に関する 調査研究	青少年教育 団体が行う 活動に対する 助成	法人共通	合 計
収入								
運営費交付金	904	344	1,041	22	94	1,955	3,386	7,746
事業収入等	693	264	798	17	72	0	22	1,865
施設整備費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,597	607	1,839	38	166	1,955	3,408	9,611
支出								
業務経費	727	277	838	17	75	1,955	0	3,890
次代を担う青少年の 自立に向けた健全育 成の推進	727	0	0	0	0	0	0	727
青少年教育指導者等 の 養成及び資質の向上	0	277	0	0	0	0	0	277
青少年、青少年教育指導 者等を対象とする研修に 対する支援	0	0	838	0	0	0	0	838
青少年教育に関する 関係機関・団体等と の連携促進	0	0	0	17	0	0	0	17
青少年教育に関する 調査研究	0	0	0	0	75	0	0	75
青少年教育団体が行 う 活動に対する助成	0	0	0	0	0	1,955	0	1,955
一般管理費	870	331	1,002	21	90	0	3,408	5,722
人件費	870	331	1,002	21	90	0	2,048	4,361
管理運営経費	0	0	0	0	0	0	1,360	1,360
施設整備費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,597	607	1,839	38	166	1,955	3,408	9,611

(注) 区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙 2

令和6年度 収支計画

単位：百万円

区 別	次代を担う 青少年の 自立に向けた 健全育成の 推進	青少年教育 指導者等の 養成及び 資質の向上	青少年、 青少年教育 指導者等を 対象とする 研修に対する 支援	青少年教育 に関する 関係機関・ 団体等との 連携促進	青少年教育 に関する 調査研究	青少年教育 団体が行う 活動に対する 助成	法人共通	合 計
費用の部	1,696	645	1,953	41	176	1,978	3,751	10,238
経常費用	1,696	645	1,953	41	176	1,978	3,751	10,238
業務経費	1,647	627	1,897	39	171	1,972	0	6,354
一般管理費	0	0	0	0	0	0	3,692	3,692
減価償却費	48	18	56	1	5	6	59	193
収益の部	1,696	645	1,953	41	176	1,978	3,751	10,238
経常収益	1,696	645	1,953	41	176	1,978	3,751	10,238
運営費交付金収益	904	344	1,041	22	94	1,955	3,386	7,746
事業収入等	693	264	798	17	72	0	22	1,865
施設費収益	0	0	0	0	0	0	0	0
賞与引当金見返 に係る収益	50	19	58	1	5	17	140	290
退職給付引当金見 返に係る収益	0	0	0	0	0	0	144	144
資産見返 運営費交付金戻入	36	14	41	1	4	6	59	160
資産見返 物品受増額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	12	5	14	0	1	0	0	33

(注) 区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙 3

令和6年度 資金計画

単位：百万円

区 別	次代を担う 青少年の 自立に向けた 健全育成の 推進	青少年教育 指導者等の 養成及び 資質の向上	青少年、 青少年教育 指導者等を 対象とする 研修に対する 支援	青少年教育 に関する 関係機関・ 団体等との 連携促進	青少年教育 に関する 調査研究	青少年教育 団体が行う 活動に対する 助成	法人共通	合 計
資金支出	1,597	607	1,839	38	166	1,955	3,408	9,611
業務活動による支出	1,597	607	1,839	38	166	1,955	3,408	9,611
投資活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,597	607	1,839	38	166	1,955	3,408	9,611
業務活動による収入	1,597	607	1,839	38	166	1,955	3,408	9,611
運営費交付金 による収入	904	344	1,041	22	94	1,955	3,386	7,746
事業収入等	693	264	798	17	72	0	22	1,865
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0
施設整備費補助金 による収入	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 区分ごとに表示単位未満で四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

別紙 4

令和6年度 施設及び設備に関する計画

区 別	予定額 (百万円)	財 源
該当なし	-	
計	-	

[注記] 金額は見込みである。
なお、上記のほか、業務実施状況や施設設備の老朽度合を勘案し改修（更新）等が追加される見込みである。